

第2回川口市行政評価外部評価委員会（第一部会）			
日時	平成29年7月24日(月) 13:30~16:10	場所	本庁舎5階 大会議室
評価委員	石川部会長、隅内委員、田中委員、團野委員、稲垣委員	傍聴者数	0名
事務局	岩城企画財政部長、 企画経営課：石井課長、藤田課長補佐、長部主任、秋山主任、菊池主事補		

評価事業	青少年体験活動事業、青少年団体活動支援事業
担当課	子ども部 青少年対策室
説明者	日高室長、立花室長補佐、内田主査、浅井主任

ヒアリング			
◆	事業の概要及び補足資料について、日高室長、立花室長補佐から説明		
◆	説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>質疑応答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 青少年体験活動事業に関して、旅行業法への抵触によりキャンプなどが中止になっているのはTVなどで話題になっており知っている。自然体験村は、宿泊費を伴うため旅行業法に抵触するということだが。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 平成28年12月に白岡市教育委員会が主催したスキーツアーに関して旅行業法への違反が指摘されたことから、埼玉県観光課へ苦情が行き、その後県より通知が出たという経緯である。国内各地でキャンプ事業が中止になり、TVでもニュースになっている。各市町村で継続してこのような事業を行っていたが、法律への認識の甘さが反省すべきところである。法律をきちんと遵守して、このような事業をやっていかなければならない。川口市でも通知を受け、直ちに宿泊を伴うキャンプ事業は中止にしている。平成29年度に限り、宿泊を伴うキャンプの代替案としてデイキャンプを市内で行う予定である。</li> <li>➢ 旅行業法の対象者は収益事業を行う旅行者者だと思うが、そもそもこの事業は収益事業ではないため旅行業法に抵触しないのではないかと。また、宿泊施設に泊まるのではなくキャンプであるということ、収益はなく、キャンプでかかる費用のみの実費請求という受益者負担の事業であるため、旅行業法に違反しないのではないかと。市の顧問弁護士に相談するべきではないかと。</li> </ul> </li> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 平成29年度は旅行業法への抵触のため自然体験村は中止とのことだが、今年度は予算を計上しているのか。今年度の予算計上の際は想定していなかったのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 平成28年12月に県から通知がきたが、その時点で予算要求はすでに終わっており、中止が決定したのが平成29年5月末であったため、今年度はこの事業を実施する方向になり、デイキャンプを行う予定である。</li> <li>➢ デイキャンプの参加人数はどのくらいを想定しているのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 20人程度を想定している。</li> </ul> </li> <li>➢ 通学合宿も中止か。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 通学合宿は通常どおり、2つの公民館で実施予定である。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul></li></ul></td> </tr> </tbody> </table>	質疑応答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 青少年体験活動事業に関して、旅行業法への抵触によりキャンプなどが中止になっているのはTVなどで話題になっており知っている。自然体験村は、宿泊費を伴うため旅行業法に抵触するということだが。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 平成28年12月に白岡市教育委員会が主催したスキーツアーに関して旅行業法への違反が指摘されたことから、埼玉県観光課へ苦情が行き、その後県より通知が出たという経緯である。国内各地でキャンプ事業が中止になり、TVでもニュースになっている。各市町村で継続してこのような事業を行っていたが、法律への認識の甘さが反省すべきところである。法律をきちんと遵守して、このような事業をやっていかなければならない。川口市でも通知を受け、直ちに宿泊を伴うキャンプ事業は中止にしている。平成29年度に限り、宿泊を伴うキャンプの代替案としてデイキャンプを市内で行う予定である。</li> <li>➢ 旅行業法の対象者は収益事業を行う旅行者者だと思うが、そもそもこの事業は収益事業ではないため旅行業法に抵触しないのではないかと。また、宿泊施設に泊まるのではなくキャンプであるということ、収益はなく、キャンプでかかる費用のみの実費請求という受益者負担の事業であるため、旅行業法に違反しないのではないかと。市の顧問弁護士に相談するべきではないかと。</li> </ul> </li> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 平成29年度は旅行業法への抵触のため自然体験村は中止とのことだが、今年度は予算を計上しているのか。今年度の予算計上の際は想定していなかったのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 平成28年12月に県から通知がきたが、その時点で予算要求はすでに終わっており、中止が決定したのが平成29年5月末であったため、今年度はこの事業を実施する方向になり、デイキャンプを行う予定である。</li> <li>➢ デイキャンプの参加人数はどのくらいを想定しているのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 20人程度を想定している。</li> </ul> </li> <li>➢ 通学合宿も中止か。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 通学合宿は通常どおり、2つの公民館で実施予定である。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul></li></ul>
質疑応答			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 青少年体験活動事業に関して、旅行業法への抵触によりキャンプなどが中止になっているのはTVなどで話題になっており知っている。自然体験村は、宿泊費を伴うため旅行業法に抵触するということだが。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 平成28年12月に白岡市教育委員会が主催したスキーツアーに関して旅行業法への違反が指摘されたことから、埼玉県観光課へ苦情が行き、その後県より通知が出たという経緯である。国内各地でキャンプ事業が中止になり、TVでもニュースになっている。各市町村で継続してこのような事業を行っていたが、法律への認識の甘さが反省すべきところである。法律をきちんと遵守して、このような事業をやっていかなければならない。川口市でも通知を受け、直ちに宿泊を伴うキャンプ事業は中止にしている。平成29年度に限り、宿泊を伴うキャンプの代替案としてデイキャンプを市内で行う予定である。</li> <li>➢ 旅行業法の対象者は収益事業を行う旅行者者だと思うが、そもそもこの事業は収益事業ではないため旅行業法に抵触しないのではないかと。また、宿泊施設に泊まるのではなくキャンプであるということ、収益はなく、キャンプでかかる費用のみの実費請求という受益者負担の事業であるため、旅行業法に違反しないのではないかと。市の顧問弁護士に相談するべきではないかと。</li> </ul> </li> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 平成29年度は旅行業法への抵触のため自然体験村は中止とのことだが、今年度は予算を計上しているのか。今年度の予算計上の際は想定していなかったのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 平成28年12月に県から通知がきたが、その時点で予算要求はすでに終わっており、中止が決定したのが平成29年5月末であったため、今年度はこの事業を実施する方向になり、デイキャンプを行う予定である。</li> <li>➢ デイキャンプの参加人数はどのくらいを想定しているのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 20人程度を想定している。</li> </ul> </li> <li>➢ 通学合宿も中止か。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 通学合宿は通常どおり、2つの公民館で実施予定である。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul></li></ul>			

- 部会長
  - 公民館での実施は、旅行業法には抵触しないのか。
    - ◇ 旅行業法は収益事業か否かに関わらず、宿泊費を徴収すること自体が法律に抵触する。公民館での実施の場合は、現地集合、現地解散で宿泊費、運送費が発生しないため、実施することができる。
- 委員
  - 宿泊しても行うことができるのか。参加費として 3000 円を徴収しているようだが。
    - ◇ 通学合宿の場合は、宿泊費を徴収してないため、実施できる。3000 円は食費（実費）である。
- 委員
  - 通学合宿は 10 年に一度しか実施されないとのことだが、公平性は確保できているのか。
    - ◇ 2 つの公民館ずつの実施のため、過去のリストを照らし合わせ、できるだけ古く実施した公民館で実施するようにしている。しかし、学校に近い公民館の数が限られること、また、銭湯が近年減ってきており、実施できる場所が限られてしまう。
    - ◇ 市内に 34 の公民館があるが、2 つずつ実施していくと単純計算でおよそ 15 年になり、実施できない公民館もふまえると、10 年程度の周期になってしまう。
- 委員
  - 通学合宿が 10 年に一度しか実施できないのは、なにか理由があるのか。ボランティアなどの人数の確保が大変だとか。
    - ◇ 公民館の近くに銭湯がないことや、学校から距離が離れすぎていることが要因である。
  - その辺の条件を満たす公民館があればもっとやれるということか。アンケートを見ると、とても価値があった等の意見もあり、もう少し実施すべきではないか。もう少し実施できるよう工夫してほしい。
- 委員
  - 青少年に対してこのような事業は必要だと思うが、周囲環境が変わっていく中で、代替策などは考えてはいないのか。代替策を探していかないと、この事業も将来性の面で先行きが見えなくなってしまう。代替策としてボランティアとの連携などは考えていないのか。
    - ◇ 現在、青年ボランティア・指導者養成講習会を実施して、若手の指導者を集め、育成を行っており、デイキャンプをはじめ、様々な事業に参加してもらうことを考えている。
  - ボーイスカウトやガールスカウトは活用しているのか。
    - ◇ 青少年相談員など県の委嘱の団体をはじめ、キャンプに関しては、ボーイスカウト・ガールスカウトを活用している。
    - ◇ 代替手段として、通学合宿のような宿泊を伴うものではなく、例えば、昨年度、ある公民館で実施したクリスマス会など、日帰りで、若手のボランティア、通学合宿の生活指導者、地域の青少年育成協議会や町会などに協力いただきながら、参加者である子ども、リーダーとしてのジュニア層、町会等地域の高齢者の世代間交流や、地域に根ざした体験活動をテスト的に実施したところである。
- 委員
  - 青少年団体活動支援事業の特定財源は戸田競艇企業団からの助成金か。なぜ戸田の団体から助成金があるのか。

◇ 昔から戸田・蕨・川口の3市にて戸田競艇企業団と連携しており、その収益の分配金である。しかし、収益が落ちているため、今後助成金の減額の可能性を視野に入れている。

・ 部会長

➤ 年度別事業費内訳表には、特定財源は参加者負担金と記載されている。平成28年度は120,000円となっているが、中止になったので0円ではないか。

◇ 実施計画事業評価調書の特定財源は、こども自然体験村は中止になったため、通学合宿のみの参加者負担金である。

・ 委員

➤ 青少年団体活動支援事業の交付金・助成金の交付内訳にある青少年地域・ボランティア団体活動助成金を3団体に交付しているが、金額がかなり違うがなにか理由があるのか。

◇ 子ども会1団体につき12,500円を148団体に助成金を交付し、1,850,000円となっている。255,000円はボーイスカウト川口支部、120,000円はガールスカウト埼玉県第50団に助成金を交付している。

・ 委員

➤ 青少年相談員登録者に登録しているのはどのような人か。登録者が少ないように感じるが。

◇ 青少年相談員協議会は、埼玉県による委嘱だが、各市町村で組織している団体である。昔は100名近くいたが、社会情勢の変化や趣味の多様化などにより、近年減ってしまっているため、今後募集を積極的に行う予定である。18～36歳の若年者を対象に登録者を募集しており、登録者は子どもたちにさまざまな遊びを教えたりしている。

◇ 登録は埼玉県になり、同時に川口市の相談員としても登録する。

◇ 青少年ボランティア養成講習会には、中学生や高校生などが参加しているが、次のステップとして、青少年相談員協議会に登録しているという流れがある。一時期、1名までに減少したが、近年少しずつ増えており、養成講習会の効果を実感している。

➤ 年間の拘束時間はどのくらいか。

◇ 活動状況によってばらつきがある。

## ディスカッション

### ◆ 質疑応答を経て、委員同士でディスカッション

・ 委員

➤ 青少年団体活動事業で中止になった自然体験村だが、今後復活するのか、今年度行うデイキャンプの継続実施の方向に転換するのか、方向性が見えていない。方向性によって質問や確認したいことも変わってくる。宿泊を伴うキャンプを続けるのであれば、通学合宿は2年間分のアンケートがあったが、キャンプはアンケートがなかったので直近のアンケートが見たい。今後続けないのであれば、アンケートは必要ない。

・ 部会長

➤ 民間団体で旅行業法に適合したこのような事業を多々実施している。高額だが、参加希望者は多い。市が主体的にやらなくてもよいのではないか。まして、法律に抵触しているのであれば、事業を見直す必要もあるのではないか。

・ 委員

➤ キャンプなどを体験することによって、将来ボランティア活動に取り組む児童が増えることはよいことだと思うので、あるにこしたことはない。

- ・ 委員
  - 学校との連携状況はどうか。募集は市にて行っていると思うが、青少年を対象に行うのであれば、もう少し効率的な募集の方法があると思う。
- ・ 委員
  - 青少年体験活動事業の総評価・今後の事業展開の欄に町会・自治会や青少年育成団体とのより積極的な関わりが必要と記載があるが、今まではどの程度の関わりだったのか。
- ・ 部会長
  - キャンプに関しては、今後の方向性と他団体や学校との連携部分に関して質問をしたい。通学合宿はどうか。
- ・ 委員
  - 10年に一度ではやはり公平性がない。実施するのであれば、全地域、就学者全員を対象にすべきである。少なくとも6年に一度であるべきだと思う。
- ・ 委員
  - 対象者が小学校4～6年生なので、3年に一度ぐらいがよいのではないか。
- ・ 委員
  - 応募数がかなり少ないので、周知されていないのではないか。広報の仕方を確認したい。
- ・ 部会長
  - 追加で行いたい質問やほしい資料はあるか。
- ・ 部会長
  - 銭湯が少ないので通学合宿ができないというのも話としておかしいと思う。
- ・ 委員
  - 毎年行ってもよいのでは。
- ・ 部会長
  - 案内のパンフレットはどこで配布しているのか。申込みはインターネットからになっているが、周知もインターネットだけなのか。
  - 自然体験村、通学合宿の主催である川口市青少年保護育成本部は市の機関か。

#### 次回に向けた確認

##### ◆ ディスカッションの結果について、部会長から事業担当課へ伝達

- ・ 部会長
  - 青少年体験活動事業
    - 自然体験村に関しては、今後の方向性を決定してほしい。今後の方向性によって、学校との連携、募集方法、ボランティアなど他団体との連携などを検討してほしい。
    - 通学合宿に関しては、全地域の開催ではないこと、10年に一度の開催とのことで、ばらつきがあり、全市民に対して公平ではないとの意見が出た。開催方法を再検討してほしい。
  - 青少年団体活動支援事業
    - 戸田競艇企業団の特定財源、青少年育成に特化して助成されるものなのか。それ以外の用途には流用できないものか。

評価事業	放置自転車保管管理業務、撤去自転車再生事業
担当課	市民生活部 交通安全対策課
説明者	丸山課長、田中課長補佐、石田主任、草薨主任
ヒアリング	
<p>◆ 事業の概要及び補足資料について、丸山課長から説明</p> <p>◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答</p> <p>質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 平成 28 年度に委託内容を見直すことにより、2 千万円の予算削減になった要因はなにか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 放置防止指導委託の配置を平成 28 年度より定点監視から巡回方式へ変更したため、配置人数が減り、人件費削減につながった。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業活動・成果の状況の放置自転車台数に関して、現在 1,000 台程度、昭和 59 年には 8,000 台程度あったとの事だが、放置自転車禁止区域すべての地域の合計で約 1,000 台なのか。可能であれば、過去 5 年間程度のデータがほしい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 補足資料には自転車の放置状況 過去 3 年分を記載している。放置自転車台数は、放置禁止区域の全域の合計である。</li> </ul> </li> <li>➤ 平成 26 年頃が約 1,000 台で、平成 28 年度はもう少し減少しているようだ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 平成 23 年頃より 1,000 台を割るようになったが、これ以上の減少はあまり見込めない。</li> </ul> </li> <li>➤ 平成 27 年度と平成 28 年度で川口駅は大幅に放置自転車台数が増加し、西川口駅で大幅に減少しているがなにか要因があるのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 平成 28 年度より巡回方式に変更したため、その影響も多少あると思われる。</li> </ul> </li> <li>➤ 数字が極端に増減しているのは、巡回方式への変更だけが要因とは考えられない。次回までにその要因を調べてほしい。</li> </ul> </li> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 外国人向けパンフレットの作成など、外国人対応は行っているのか。</li> </ul> </li> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 川口駅付近に放置自転車が多い理由は、商店街があるからとのことだが、特に多く放置されている場所はどの辺りか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ そごうの裏、スーパーやカフェの前、樹モールなどが特に多い。</li> </ul> </li> <li>➤ 商店街の利用者は数時間の放置だと思われるが、完全に放置されている自転車が多いということか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 通勤者、通学者は終日駐輪するため、駐輪場を利用する割合が高い。放置が増える時間帯は、買い物客が増える 11 時以降である。地下の駐輪場で 3 時間の無料利用を行っているが、やはり買い物客は目的地の前にとめる傾向がある。放置防止対策の P R を行っているが、なかなか効果がない。1~2 時間程度の短時間放置がやはり多い。</li> </ul> </li> <li>➤ 放置自転車の撤去は、短時間放置が多い時間帯に行っているのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 撤去は午前と午後に行っている。すぐに撤去するのではなく、一旦警告札をつけ、その後一定時間経過しても放置されていたら撤去札に切り替え、自転車を撤去する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	

・ 委員

- 撤去自転車等保管状況の返還率に関して、保管地域によってばらつきがあるのはなぜか。
  - ◇ 保管している自転車は、防犯登録のあるものに関しては警察に照会し、所有者にハガキで引取通知を郵送している。保管場所によって撤去する台数が異なるということ、また、自転車保険などに加入しているため引取に来ないといった所有者の意識の問題など、さまざまな理由が考えられる。
- 保管場所が引き取りに行きづらいと思うがどうか。例えば、東川口、戸塚安行、新井宿で撤去された自転車の引き取りは芝樋ノ爪だが、鳩ヶ谷のほうが近いのではないか。
  - ◇ 保管場所が駅から遠く、引き取りに行きづらいというのは確かにある。保管場所の敷地の確保が難しい。
- 駅周辺での用地の確保は検討していないのか。
  - ◇ 駅の近くの用地の確保は難しい。また、あまり近すぎても、撤去してもすぐに取りにいけないため、放置自転車の抑止につながらない。

・ 委員

- 大宮や浦和ではあまり放置自転車を見かけないが、川口に来ると放置自転車が目立つように思う。自転車の放置状況を見ると、川口駅や西川口駅付近は放置台数が多いが、そのほかの駅はほとんどない。放置自転車が多い地域は重点施策を考えるべきでは。
  - ◇ 商店街のある川口駅の東口を重点的に指導員が巡回している。
- 予算を毎年約1億7千万円計上している。この事業の目的は理解できるが、本来はなくなればならない事業だと思う。いつまでもこの予算規模で事業を継続するべきではないのでは。10年経てば、約17億の予算を計上することになるため、それならば、17億かけて駅の付近で用地を確保するなどの対応ができるのでは。いかに放置自転車が無い環境をつくっていくかという課題解決への取り組みが必要だと思うが、どのように検討しているのか。

・ 委員

- 自転車駐車場の利用率はどのようになっているのか。各駐車場の台数や定期利用者数などの資料も次回用意してほしい。
  - ◇ 平成28年度の全体の利用率は78%である。駅から離れた駐車場は利用率がさがる。幸町自転車駐車場、栄町自転車駐車場、東川口地下自転車駐車場などは、利用率が100%を超えていない。
- 自転車駐車場に入れないから、放置自転車が増加しているのか、もしくは、自転車駐車場に空きはあるが、放置自転車がなくなるのかで対応が変わってくると思う。自治体によっては、駐車場の整備に力を入れている自治体もある。駐車場の土地の提供を市が行い、整備、運営を民間委託にすることで成果をあげることができる。市にとっては撤去費用がなくなり、放置自転車の削減にもなり、民間にとっては利益をあげることができる。
  - ◇ 駐輪場を整備する民間への補助も実施しており、これまでに22件行っている。

・ 委員

- 自転車を返還する際にかかる料金はいくらか。
  - ◇ 自転車1,000円、原付自動車が2,000円である。
- もう少し高くしてもよいのでは。

◇ 近隣自治体でも、さいたま市は川口市と同額、高いところでは、自転車で 2,000 円徴収している。川口市が極端に低いわけではない。

➤ 他の自治体の返還率もおおよそ同程度か。

◇ 他の自治体においても 60%前後だと思われる。

## ディスカッション

### ◆ 質疑応答を経て、委員同士でディスカッション

#### ・ 委員

➤ 長期的な抜本的な対策と費用のかけ方など当面の事業の効率化の2つが大きな課題だと思う。放置台数が近年横ばいの中で、2,000 万の予算の削減ができたことを考えると、費用のかけ方を見直す必要があるのではないかと。

➤ 海外譲与を年間 350 台程度行っているが、無償譲与なのに経費が 300 万程かかるのはなぜか。

#### ・ 委員

➤ シルバー人材センターへ無償譲与した自転車をシルバー人材センターが海外に販売した際に得た利益は、シルバー人材センターに入っているのか。

#### ・ 委員

➤ 自動車の駐車禁止のように、放置自転車に関しても罰則をもう少し厳しくしたほうが所有者の意識向上につながるのではないかと。

#### ・ 委員

➤ 放置自転車によって起こりうる危険事項に関して、外国人向けに広報を行っているのか。生活文化が違うので、よりそういった案内は必要だと思う。

#### ・ 部会長

➤ 民間への補助の問題も長期的な対応としてどのような対応を考えているのか。

➤ 商店街との連携も重要であると思う。商店街利用者の短時間放置も放置自転車として扱うのはどうか。短時間放置で自転車を撤去してしまったら、商店街の衰退にもつながってしまうのではないかと。

#### ・ 委員

➤ 商店街の中に駐輪スペースを設けられないのか。

#### ・ 委員

➤ 以前、商店街に駐輪スペースがあったが、通勤・通学者が利用してしまっていた。

#### ・ 部会長

➤ 開店前まではパテーションで封鎖し、開店後に利用できるようにすればよいのではないかと。

#### ・ 委員

➤ シェアリングをとりいれればよいのではないかと。

## 次回に向けた確認

### ◆ ディスカッションの結果について、部会長から事業担当課へ伝達

#### ・ 部会長

➤ 駐輪場の整備と民間企業への補助に対する長期的な対応方針と将来目標に関して、また、厳罰化など当面の対応を改めて示してほしい。

➤ 商店街利用者の短時間放置に関して、商店街との連携はどうか。買い物客の利便性という観点も非常に重要である。

- 外国人対応に関して、具体的にどのような対応を行っているのか。現在行ってないならば、将来的にどのように対応しようと考えているのか。
- 撤去自転車の無償譲与に関して、費用がかかっているのはなぜか。



評価事業	路上喫煙防止事業
担当課	環境部 廃棄物対策課
説明者	笠井次長、森田課長補佐、中村課長補佐
ヒアリング	
<p>◆ 事業の概要及び補足資料について、笠井次長から説明</p> <p>◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答</p> <p>質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本来、この路上喫煙防止事業は予算をかけたくない事業である。路上喫煙禁止地区を知っている人はどのくらいなのか。路上喫煙禁止地区の周知はどのようにやっているのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 指導に関しては、日報で報告があがってくる。しかし、市民への周知に関しての統計は行っていない。指導の内容としては、ここは路上喫煙禁止地区ということを案内するのみである。路上喫煙禁止地区の表示に関しては、駅前に看板を設置している。また、3年前より路面シールにて路上喫煙禁止地区の範囲の周知も行っている。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 川口市は現状、路上喫煙に関する罰則を設けてはいないが、今後罰則を設けることは考えていないのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 条例上は、喫煙者のマナーの向上を趣旨としている。今後も罰則を設けるという具体的な検討は今のところ行っていない。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 部会長 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 交通安全対策課の放置自転車保管管理業務と業務内容が似ていると思うが、指導員の連携をしてみてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 路上喫煙防止事業に関しては、その場限りの対応のみだが、放置自転車保管管理業務に関しては、最終的に撤去までの対応が必要である。放置自転車の対応を行いながら、路上喫煙の対応を行うのは難しいと思われる。</li> </ul> </li> <li>➤ 放置自転車は相手はその場にはいないので、すぐに対応が必要なものではない。連携できるのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 交通対策安全課と情報交換していく。</li> </ul> </li> <li>➤ 今まで情報交換を行ったことはないのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 行ったことはない。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 喫煙すると、においが気になる。におい対策もなにかしてほしい。</li> </ul> </li> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 路上喫煙禁止地区は、24時間禁止か。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 24時間禁止である。</li> </ul> </li> <li>➤ 通勤時間帯に定期的に川口キャスティヴィジョンでPR動画を周知したらどうか。メディアに取り上げられるようなニュース性のある地域でもないので、いかに周知するかが重要である。</li> </ul> </li> </ul>	

◇ 廃棄物対策課ではごみ対策も行っており、ごみの減量の強化月間などは、キャストイブジョンを使用してPRを行っているが、路上喫煙防止に関してもご意見を参考にさせていただきたい。

・ 委員

➤ PRESS530（ふれすごうさんまる）による周知は行っているのか。

◇ 環境部の広報紙であるPRESS530への掲載も行っている。また、広報かわぐち7月号にも、掲載スペースの関係で地図は載せられなかったが、掲載している。

・ 部会長

➤ アクリルなどで遮断した喫煙所はあるのか。

◇ 川口駅東口にパテーションで囲った喫煙所が2箇所ある。密閉した喫煙所はやはり難しい。

・ 委員

➤ やはりPRが重要である。かわぐちFMやケーブルテレビなどの媒体を使って継続的に周知しなければ浸透しない。PR活動に工夫が必要になってくる。

◇ 駅前にて市長が路上喫煙防止をPRするなど、広報活動は行っている。

➤ 市長がPRしても、そこを通る人にしか周知できない。メディアを活用しなければ、波及効果が薄い。

## ディスカッション

### ◆ 質疑応答を経て、委員同士でディスカッション

・ 部会長

➤ 周知の方法をどのように考えているのか。

➤ 罰則を設けない理由がなにかあるのか。

・ 委員

➤ 罰則を設けるには条例の改正の必要がある。

・ 委員

➤ 条例の改正をしたら、ニュースになるのでは。

・ 部会長

➤ 千葉市では、路上に罰則が記載してあり、路上喫煙をすると直ちに罰せられる。罰則があったほうが、緊張感があるのでは。

・ 委員

➤ 路上喫煙の指導を行っていることを周囲の人も見ることで、効果の波及もある。

・ 委員

➤ 注意を受けただけでは効果がない。また繰り返されてしまう。

・ 部会長

➤ 罰則で取り締まるべきではないという考え方なのかもしれないが、改めて罰則を設けることへの有無を聞いてみたい。

➤ 放置自転車保管理業務と連携することで、費用を抑えることができるのでは。

## 次回に向けた確認

### ◆ ディスカッションの結果について、部会長から事業担当課へ伝達

- ・ 部会長
  - 周知の方法について、今行っていること、これからどのように行っていこうと考えているか。
  - 罰則を設けない理由を教えてください。
  - 放置自転車保管管理業務との連携を検討してはどうか。
  - 喫煙場所の現在の整備状況とその対策をどのように考えているか。指導した場所の記録等も知りたい。指導した場所の記録を知ることで、喫煙所との関係も見えてくると思う。